

## 第5 評価の結果等の公表及び報告

- 1 評価の結果及びこれに基づく対応の公表及び厚生労働省への報告に当たっては、次の事項を明確にするよう行うこと。

### (1) 事前評価

新技術の活用、資源循環の促進、管理の見直し、費用対便益分析（費用便益比（C B R : Cost Benefit Ratio、いわゆるB/C）の内容の明確化）、コスト縮減、代替案の検証

### (2) 再評価

- ① 事業を継続する場合：継続する必要性
- ② 事業計画を見直す場合：具体的な見直しの内容、見直しに至った経緯及び費用対便益分析における費用便益比の見直し
- ③ 事業を休止する場合：休止に至った経緯（再評価時までの情勢の変化等）及び再開の目途並びに再開するための基準
- ④ 事業を中止する場合：中止に至った経緯（再評価時までの情勢の変化等）

- 2 内閣府及び国土交通省の予算計上に係る事業についての評価の結果等の公表等の時期については、厚生労働省及び当該府省と調整すること。

健水発第 0712002 号  
平成 16 年 7 月 12 日  
最終改正 健水発第 0112002 号  
平成 19 年 1 月 12 日

独立行政法人水資源機構経営企画部長 殿

厚生労働省健康局水道課長

水資源機構事業の評価の実施について

標記については、平成 16 年 7 月 12 日付健発第 0712003 号「水道施設整備事業の評価の実施について」により健康局長から独立行政法人水資源機構理事長あて通知されたところであるが、この度、独立行政法人水資源機構の事業に係る事業の評価実施細目を別添のとおり定めたので、これを踏まえ、制度の円滑な実施に努められるようお願いする。

なお、平成 11 年 8 月 25 日付衛広第 1 号厚生省生活衛生局水道環境部計画課広域計画室長通知は廃止する。

(別添)

## 独立行政法人水資源機構事業評価実施細目

### 第1 評価の対象とする事業の範囲及び単位の取り方

独立行政法人水資源機構が実施する事業(以下「水資源機構事業」という。)については、原則として、事業実施計画を認可又は認可を予定している事業ごとに、水道に係わる部分について、評価を実施するものとする。

### 第2 評価の内容

評価は、次の事項について、分析、検討し、事業計画の妥当性を検証することにより行うものとする。

#### (1) 事業採択前の対象となる事業及び採択後の事業をめぐる社会経済情勢等の変化

- ①当該事業に係る水道事業者等の水需給の動向等
- ②水源の水質の変化等
- ③当該事業に係る水道事業者等の要望等
- ④関連事業との整合
- ⑤技術開発の動向
- ⑥その他関連事項

#### (2) 採択後の事業の進捗状況

工事着工のめど、供用のめど等について、事業内容に応じ、次の事項のうち必要なもの

- ①用地取得の見通し
- ②関連法手続等の見通し
- ③工事工程
- ④事業実施上の課題
- ⑤その他関連事項

#### (3) コスト縮減及び代替案立案等の可能性

- ①「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」(平成12年9月)、「厚生労働省公共工事費用縮減対策に関する行動計画」(平成13年3月)、「水道施設整備事業コスト構造改革プログラム」(平成15年11月)に基づくコスト縮減方策。
- ② 技術による競争、設計・計画の見直し等を考慮した代替案

#### (4) 事業の投資効果分析(なお、事業実施により得られる効用や事業を休止又は中止することの問題点の検証を行うことも、当該事業の投資効果

の分析の一手法と考えられる。)

### 第3 評価の結果等の公表及び報告

1 評価の結果及びこれに基づく対応の公表及び厚生労働省への報告に当たっては、次の事項を明確にするよう行うこと。

#### (1) 事前評価

費用対便益分析において、費用便益比 (C B R : Cost Benefit Ratio、いわゆる B / C) の内容の明確化。

#### (2) 再評価

①事業を継続する場合：継続する必要性

②事業計画を見直す場合：具体的な見直しの内容及び見直しに至った経緯 (再評価時までの情勢の変化等)

③事業を休止する場合：休止に至った経緯 (再評価時までの情勢の変化等) 及び再開の目途並びに再開するための基準

④事業を中止する場合：中止に至った経緯 (再評価時までの情勢の変化等)

2 水資源機構は、原則として、事前評価及び再評価を実施後に厚生労働省へ報告し、速やかに公表する。

# 国の研究開発評価に関する大綱的指針

平成17年3月29日

内閣総理大臣決定

## 国の研究開発評価に関する大綱的指針

平成17年3月29日  
内閣総理大臣決定

国の研究開発評価に関する大綱的指針を別冊のとおり定める。

なお、国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成13年11月28日 内閣総理大臣決定）は廃止する。

別冊

国の研究開発評価に関する大綱的指針

## (目次)

はじめに	1
<b>第1章 基本的考え方</b>	<b>3</b>
1. 評価の意義	3
2. 本指針の適用範囲	3
3. 評価関係者の責務	3
(1) 研究開発実施・推進主体の責務	3
(2) 評価者の責務	4
(3) 研究者等の責務	4
4. 評価システム改革の方向	5
5. 本指針のフォローアップ等	5
<b>第2章 評価実施上の共通原則</b>	<b>6</b>
1. 評価対象の設定	6
2. 評価目的の設定	6
3. 評価者の選任	6
4. 評価時期の設定	8
5. 評価方法の設定	9
(1) 評価手法	9
(2) 評価の観点	10
(3) 評価項目・評価基準	11
(4) 柔軟な評価方法の設定	11
(5) 評価に伴う過重な作業負担の回避	12
6. 評価結果の取扱い	13
(1) 評価結果の活用	13
(2) 評価結果等の被評価者への開示	14
(3) 研究開発評価の公表等	14



7. 効果的・効率的な評価システムの運営	-----	15
(1)重層構造における評価の運営	-----	15
(2)時系列的な評価の運営	-----	16
(3)評価システムのレビュー	-----	17
8. 評価実施体制の充実	-----	17
(1)評価人材の養成・確保と評価の高度化	-----	17
(2)データベースの整備と効率的な評価のための 電子システムの導入	-----	18
<b>第3章 評価対象別の留意事項</b>	-----	19
1. 研究開発施策の評価	-----	19
2. 研究開発課題の評価	-----	19
(1)競争的研究資金による課題	-----	20
(2)重点的資金による課題	-----	20
(3)基盤的資金による課題	-----	21
3. 研究開発機関等の評価	-----	21
4. 研究者等の業績の評価	-----	22

## はじめに

我が国は、科学技術創造立国の実現を目指して、「科学技術基本法」(平成7年法律第130号)を制定した。本法に基づき第1期科学技術基本計画(平成8年7月 閣議決定)、第2期科学技術基本計画(平成13年3月 閣議決定)が策定された。第2期科学技術基本計画においては、社会・経済をめぐる課題を解決するとともに、知の創造と活用により世界に貢献する等、国の持続的発展や国際的地位にふさわしい国の姿を実現するためには、科学技術の戦略的重点化、科学技術システムの改革、科学技術活動の国際化の推進の重要政策が不可欠であるとされ、優れた成果を生み出す科学技術システムを実現するための柱の一つとして、評価システムの改革が挙げられている。

研究開発評価については、第1期科学技術基本計画に基づき、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成9年8月 内閣総理大臣決定)を策定するとともに、第2期科学技術基本計画に基づき、新たに「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成13年11月 内閣総理大臣決定。以下「旧大綱的指針」という。)を策定し、研究開発評価システムの改革を進める中で、公正・透明な評価の着実な実施とその質の向上、評価結果の資源配分への適切な反映、評価に必要な資源の確保と評価体制の整備等を図ってきた。今般、総合科学技術会議において、旧大綱的指針のフォローアップが行われ、評価システムの改革の進展や評価の一定の定着が明らかになった一方、改革の進展がなお不十分な点や評価の実施に伴う新たな課題も明らかになり、今後、①創造への挑戦を励まし成果を問う評価、②世界水準の信頼できる評価、及び③活用され変革を促す評価を目指すという改善方向も提言された。本指針は、これを受けて旧大綱的指針を発展的に見直したものである。

本指針による評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づく政策評価と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものである。本指針は、政策評価に求められている諸要素を踏まえ、さらに、研究開発の特性を考慮したもので

ある。本指針による評価の実施に当たっては、同法に基づく政策評価と整合するように取り組むこととする。また、研究開発機関等の評価のうち、独立行政法人研究機関(研究開発資金を配分する法人を含む。)については「独立行政法人通則法」(平成11年法律第103号)に基づく評価、さらに国立大学法人及び大学共同利用機関法人については「国立大学法人法」(平成15年法律第112号)に基づく評価と整合するように取り組むこととする。

本指針は、研究開発に関する評価について基本的な方針を示したガイドラインとして定めたものであり、各種の評価を実施又は運営する主体がその特性や研究開発の性格に応じてこれに沿った評価を実施・運営することによって、研究開発に適した効率的で質の高い評価が行われ、優れた研究開発が効果的・効率的に行われることを目指すものである。

本指針は評価実施主体である研究開発実施・推進主体(注1)又は本指針が対象とする研究開発について第三者評価を行う機関(第三者評価機関：注2)が行う評価について適用される。各府省は、本指針に沿って、評価方法等を定めた具体的な指針を策定することとする。また、研究開発機関等及び第三者評価機関は、本指針及び各府省の指針に沿って、明確なルールを定め、各機関や対象となる研究開発等の特徴、性格を踏まえた適切な評価を実施することとする。

(注1) 研究開発実施・推進主体としては、次のものが想定される。

- ・各府省
- ・大学(国公私立を含む。)及び大学共同利用機関、独立行政法人研究機関(研究開発資金を配分する法人を含む。以下同じ。)、国立試験研究機関等

(注2) 第三者評価機関としては、次のものが想定される。

- ・総合科学技術会議
- ・独立行政法人評価委員会、国立大学法人評価委員会、大学評価・学位授与機構等